

## 任期付職員の公募（総務課・係員級）について

人事院関東事務局

### 1 公募職種

任期付職員（係員級）1名

（産前・産後休暇及び育児休業の期間中の代替職員）

### 2 勤務先

人事院関東事務局総務課

（埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階）

### 3 任期

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

（育児休業の期間中の代替職員として再度採用された場合）

（令和9年4月1日以降も更新の可能性あり）

（注1）採用当初の任期は、産前・産後休暇の期間である令和8年9月1日から令和8年10月28日までとなります。当該任期中の勤務成績が良好な場合、育児休業の期間中の代替職員として再度採用となり、当該採用の日から令和9年3月31日までの任期中で勤務することとなります。なお、職員が諸事情により育児休業を取得しないこととなった場合、採用当初の任期までの勤務になります。

（注2）採用日から6箇月間は、条件付採用期間となります。その間の勤務成績が良好なときに正式採用になります。

### 4 業務内容

- ・ 職員団体の登録に関する事務（オンライン申請対応、申請書類の確認、書類のデータ化等）
- ・ 職員団体との折衝に関する事務の補助（諸団体との連絡調整、記録作成等）
- ・ 庶務的業務（文書管理、消耗品管理、電話対応、内外との連絡調整等）
- ・ 他課業務の応援（国家公務員採用試験実施時における試験係官業務等。土日出勤あり）

### 5 応募資格

(1) パソコン（Word、Excel、PowerPoint、Teams、Outlook等）の操作ができる者

(2) 日本国籍を有する者

※ なお、以下のいずれかに該当する方は応募できませんので、ご了承ください。

① 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定される以下の項目に該当する者

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ② 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
- ③ 採用予定日に満62歳に達している者(公募職種の定年年齢が満62歳のため)

## 6 給与

- (1) 採用時の俸給月額(基本給に相当)は、行政職俸給表(一)1級25号俸(行政職俸給表(一)初任給基準表の一般職(大卒)の区分)を基礎として、採用者が職務経歴等を有する場合はその職務経験年数等を踏まえた経験年数と同程度の経験年数を有する当院の職員が受けている俸給月額を参考にしつつ、採用される官職の職務に加え、採用者の経歴や能力等を考慮して決定します。

### 【例】

- ・ 行政職俸給表(一)の一般職(大卒)区分の適用を受ける10年程度の経験年数を有する場合の俸給額(地域手当を含む。)294,026円
  - ・ 行政職俸給表(一)の一般職(大卒)区分の適用を受ける20年程度の経験年数を有する場合の俸給額(地域手当を含む。)303,179円
- なお、採用後の勤務実績等に応じて昇給(年1回)等があります。

- (2) 令和8年度末に61歳以上の方については、令和8年9月1日から令和8年10月28日(産前・産後休暇の期間)は、俸給月額の7割措置の対象となります。
- (3) 手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に基づき支給されます。
- ・ 地域手当(本募集の場合は俸給月額の13/100)
  - ・ 扶養手当(子1人につき月額13,000円等)
  - ・ 住居手当(月額最高28,000円)
  - ・ 通勤手当(任用期間に応じた定期券等の価額(1箇所あたり最高150,000円)等)
  - ・ 超過勤務手当(正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給)
  - ・ 期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)

参考：国家公務員給与試算ツール

[https://www.jinji.go.jp/seisaku/page\\_00224.html](https://www.jinji.go.jp/seisaku/page_00224.html)

なお、上記で試算したものはあくまで目安です。実際の給与額は試算を下回ることがありますので、その点ご注意ください。

## 7 勤務時間

- (1) 勤務時間は、原則1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日、年末12月29日～年始1月3日は休みです。(休憩時間：正午から13時まで)

※ 勤務時間法によるフレックスタイム制の適用有り。

※ 国家公務員採用試験・イベント実施日（土日祝）に休日勤務を行う場合有り。（年間4回程度）

(2) 休暇は、年次休暇のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇があります。

※ 年次休暇は、その年の在職期間に応じた日数となり、20日を限度として翌年に繰り越されます。

令和8年9月1日採用の場合、令和8年は最大7日になります。

参考：国家公務員の勤務時間・休暇制度等の紹介ページ

<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kinmu/kinmujikankyuka.html>

## 8 服務

国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に基づき守秘義務や兼業制限などが適用されます。

## 9 応募要領

(1) 以下①～③の書類（各1通）を郵送又は電子メール（PDF化した上でメールに添付。ファイル名は「【氏名】履歴書」のように設定。）により提出してください。

郵送の場合は、封筒に「任期付職員応募書類在中」と朱書きしてください。電子メールの場合は、件名を「任期付職員応募（氏名）」としてください。

① 履歴書（要顔写真貼付）

② 職務経歴書（職務経歴書は職名だけではなく、各職名における職務の内容についても記載してください（A4判1ページ程度））

③ 作文「信頼される人物になるために求められること」（必ず自筆で400字以上800字以内で作成）

(2) 応募締切日は令和8年7月24日（金）（必着）です。

## 10 選考方法

履歴書、職務経歴書及び作文による第1次選考（書類選考）後、面接による第2次選考（令和8年7月30日（木）又は31日（金）を予定）を行い、合否を決定します。

第1次選考（書類選考）の後、第2次選考を行うこととなった方のみ、令和8年7月28日（火）までに第2次選考の日時、場所等をご連絡させていただきます。

なお、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。応募された書類の秘密は厳守し、当課において責任をもって処分いたします。

## 11 その他

(1) 採用内定者に選考された場合、最終学歴等の卒業（修了）証明書、在籍した企業等発行の在職証明書及び日本国籍の有無を確認するための住民票記載事項証明書（様式は別途指定します。）を速やかに御提出していただきます。

- (2) 産前・産後休暇及び育児休業中の常勤職員の代替職員として常勤職員と同様の職責で職務遂行していただくことになります。
- (3) 人事院職員身分証としてマイナンバーカードを使用するため、勤務に当たってはマイナンバーカードが必要になります。

## 12 連絡先

人事院関東事務局総務課 担当：西村、加藤

〒330-9712 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

TEL：048-740-2001

メールアドレス：kantousoumu-0eis★jinji.go.jp

(★を@に置き換えてください)

以 上